

広島県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野呉線	安芸郡熊野町字屯田一〇七八六番一地从先から安芸郡熊野町字屯田一〇七三八番一地从先まで	平成二〇年三月六日